平成２４年（フ）第２４７号
滋賀県甲賀市水口町梅が丘２番11号、前住所滋賀県甲賀市甲賀町田堵野911番地８
債務者　松下　健一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６７号
滋賀県草津市木川町1212番地　Ａ―304、前住所滋賀県草津市新浜町553番地８
債務者　宮本　春代
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７１号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄262番地48―203号、前住所滋賀県甲賀市甲南町寺庄228番地37
債務者　松原　栄治
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７５号
大津市堅田１丁目14番29号
債務者　松下香珠子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８５号
滋賀県湖南市岩根499番地131
債務者　畠山　幸一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９３号
兵庫県赤穂市片浜町253番地
債務者　渡部　祐大
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３８号
兵庫県姫路市別所町北宿６番地１　グランディアストシ103、従前の住所兵庫県加古川市加古川町河原411番地の55
債務者　田中　裕也
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３４１号
兵庫県神崎郡福崎町西治41番地１　サンワプラザ福崎Ⅰ313号
債務者　尾崎　克伸
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２０８号
奈良市左京２丁目２―227―19―206、住民票上の住所奈良市中山町1344番地の１
債務者　西澤久実代（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６７号
福岡県うきは市浮羽町東隈上356番地16
債務者　伊藤　信幸
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７４号
福岡県久留米市大善寺南２丁目９番１―504号
債務者　木原　明美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７７号
福岡県久留米市国分町784番地８　ロイヤルマンション国分306号
債務者　本多　淑美
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７８号
福岡県小郡市大保1367番地
債務者　笠原　俊介
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７９号
福岡県小郡市大保1367番地
債務者　笠原　昭子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４６８号
北九州市八幡西区本城東４丁目14番２―201号
債務者　加藤　友梨
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１６号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1414番地２　ひばりが丘住宅１―305号
債務者　金丸　末男
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２９号
山梨県甲州市塩山千野1184番地
債務者　吉田　計恵
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係